



2026 年 6 月 25 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 メ タ ル ア ー ト
代 表 者 名 取 締 役 社 長 友 岡 正 明
(コード番号 5644 東証スタンダード市場)
役 職 ・ 氏 名 執 行 役 員 中 川 潤 二
電 話 0 7 7 - 5 6 3 - 2 1 1 1

(変更)「Gerbera holdings 株式会社による当社株式に対する
公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の変更に関するお知らせ

当社が 2026 年 5 月 14 日に公表した「Gerbera holdings 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(2026 年 5 月 15 日に公表した「(訂正)「Gerbera holdings 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部訂正について」で訂正された事項を含み、以下「本プレスリリース」といいます。)について、その内容の一部に変更すべき事項が生じたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

Gerbera holdings 株式会社は、2026 年 5 月 15 日より当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施しておりますが、本日、当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募についてさらなる判断機会を提供するため、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）を 2026 年 7 月 13 日まで延長し、公開買付け期間を 42 営業日とすることを決定したとのことです。

そこで、本プレスリリースの内容の一部に変更すべき事項が生じたので、以下のとおり変更いたします。

2. 変更箇所

変更箇所につきましては下線を付しております。

2. 買付け等の概要

(変更前)

公開買付けの目的	公開買付者による当社の完全子会社化
買付け等の期間	2026 年 5 月 15 日（金曜日）から 2026 年 <u>6 月 25 日</u> （ <u>木曜日</u> ）まで（ <u>30</u> 営業日）
買付け等の価格	当社株式 1 株につき、7,600 円
買付予定数の下限（注 1）	867,000（株）（所有割合（注 2）：30.29%）
買付予定数の上限	—（株）

<後略>

(変更後)

公開買付けの目的	公開買付者による当社の完全子会社化
----------	-------------------

買付け等の期間	2026年5月15日（金曜日）から2026年 <u>7月13日</u> （ <u>月</u> 曜日）まで（ <u>42</u> 営業日）
買付け等の価格	当社株式1株につき、7,600円
買付予定数の下限（注1）	867,000（株）（所有割合（注2）：30.29%）
買付予定数の上限	—（株）

<後略>

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等

（2）意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要 （変更前）

<前略>

Ⅱ. 本公開買付け(2026年5月15日～6月25日(予定))

公開買付者は当社株式の全て(ただし、本応募株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)を対象に本公開買付けを実施。

<後略>

(変更後)

<前略>

Ⅱ. 本公開買付け(2026年5月15日～7月13日(予定))

公開買付者は当社株式の全て(ただし、本応募株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)を対象に本公開買付けを実施。

<後略>

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

イ. 公開買付者と当社並びにダイハツ工業との協議、公開買付者による意思決定の過程 （変更前）

<前略>

以上の経緯を経て、公開買付者は、本日付で、ダイハツ工業との間で本二者間契約書を、ダイハツ工業及び当社との間で本三者間契約書を、ゴーシューとの間で本応募契約を締結し、本公開買付価格を7,600円、当社自己株式取得価格を5,627円とし、本取引の一環として本公開買付けを開始することを決定したとのことです。

(変更後)

<前略>

以上の経緯を経て、公開買付者は、本日付で、ダイハツ工業との間で本二者間契約書を、ダイハツ工業及び当社との間で本三者間契約書を、ゴーシューとの間で本応募契約を締結し、本公開買付価格を7,600円、当社自己株式取得価格を5,627円とし、本取引の一環として本公開買付けを開始することを決定したとのことです。

その後、公開買付者は、2026年5月15日から、本公開買付けを開始いたしましたが、当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況等を総合的に勘案し、慎重に検討した結果、当社の株主の皆様の本公開買付けへの応募について更なる判断機会を提供するため、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）並びに、当社が2026年6月26日付で事業年度第95期（自2025年4月1日至2026年3月31日）に係る有価証券報告書を近畿財務局長に提出する予定であり、当該有価証券報告書の提出に伴い、公開買付届出書の訂正届出書の提出が必要となる見込みであることを踏まえ、法第27条の8第8項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38

号。その後の改正を含みます。)第22条第3項本文の規定により必要となる公開買付期間を予め確保するため、2026年6月25日付で、公開買付期間を2026年7月13日まで延長し、合計42営業日とすることを決定したとのことです。なお、公開買付者としては、7,600円という本公開買付価格は、当社の価値を十分に反映しているものであり、当社の株主の皆様当社株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えていることから、本公開買付価格の変更はしないとのことです。

(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置

⑦ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(変更前)

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。))を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しているとのことです。このように、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。また、公開買付者及び当社は、当社が第三者から当社の株式、事業もしくは資産の買収に係る提案を受けた場合において、かかる提案を行った第三者と協議・交渉すること又は本公開買付けに対する賛同意見の変更もしくは撤回することを制限するような内容の合意や、当社が公開買付者以外の者(以下「対抗的買収提案者」といいます。))と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性を担保しているとのことです。

(変更後)

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、42営業日に設定しているとのことです。このように、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、

当社の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。また、公開買付者及び当社は、当社が第三者から当社の株式、事業もしくは資産の買収に係る提案を受けた場合において、かかる提案を行った第三者と協議・交渉すること又は本公開買付けに対する賛同意見の変更もしくは撤回することを制限するような内容の合意や、当社が公開買付者以外の者(以下「対抗的買収提案者」といいます。))と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性を担保しているとのことです。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

(変更前)

<前略>

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。))の開催を当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、当社の企業価値向上の観点から、本臨時株主総

会を早期に開催することが望ましいと考えており、当社に対し、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日（本日現在においては、2026年7月上旬頃を予定しているとのことです。）が本臨時株主総会の基準日となるように、基準日設定公告を行うことを要請する予定とのことです。当社は、公開買付者の要請に応じ本臨時株主総会を開催する予定であり、本臨時株主総会の開催は2026年8月下旬頃を予定しております。また、公開買付者及びダイハツ工業は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

＜中略＞

上記の手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様（公開買付者、ダイハツ工業及び当社を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定とのことです。公開買付者は、上記の本臨時株主総会を開催する場合、2026年8月下旬を目途に開催するよう当社に要請する予定ですが、具体的な手続及びその実施時期等については、当社と協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定とのことです。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の手続における税務上の取扱いについては、当社の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

（変更後）

＜前略＞

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、当社の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を早期に開催することが望ましいと考えており、当社に対し、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日（本日現在においては、2026年7月下旬頃を予定しているとのことです。）が本臨時株主総会の基準日となるように、基準日設定公告を行うことを要請する予定とのことです。当社は、公開買付者の要請に応じ本臨時株主総会を開催する予定であり、本臨時株主総会の開催は2026年9月中旬頃を予定しております。また、公開買付者及びダイハツ工業は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

＜中略＞

上記の手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様（公開買付者、ダイハツ工業及び当社を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定とのことです。公開買付者は、上記の本臨時株主総会を開催する場合、2026年2026年9月中旬を目途に開催するよう当社に要請する予定ですが、具体的な手続及びその実施時期等については、当社と協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定とのことです。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の手続における税務上の取扱いについては、当社の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

以 上